

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
職 種	茶華道指導員
採用予定人数	2 名（茶道 1 名、華道 1 名）
従事すべき業務の内容	勤務校において、児童生徒に対して、茶道又は華道の指導を行う。
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・ 次のいずれにも該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 勤務可能な地域に居住していること。 (2) 心身が健康であること。 (3) 学校教育に理解と熱意があること。 (4) 職業に従事している場合にあっては、茶華道指導員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	月 4 時間以内の範囲で、相談の上、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報 酬 月額 11,500 円 ・ 通勤費用弁償 一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・ 期末手当、勤勉手当 支給なし
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ 茶華道指導員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服務の宣誓 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 秘密を守る義務 ・ 職務に専念する義務 ・ 政治的行為の制限 ・ 争議行為等の禁止 ・ 営利企業への従事等の制限（※兼業を行う場合は、所属長に届け出ること。）
その他	・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電話による応募

応募書類等についてご説明しますので、下記電話番号までご連絡ください。

電話 0 8 9 - 9 5 7 - 1 0 2 2 （事務課 平岡）